平成２８年（フ）第５２６号
川崎市宮前区有馬１丁目５番12号
破産者　大岩　信子
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５６６号
川崎市高津区溝口５丁目７番11号　シンプルハウス　205、前住所神奈川県藤沢市弥勒寺１丁目19番７～201号
破産者　武田　英之
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５７７号
川崎市麻生区王禅寺西８丁目24番30―401号
破産者　福原　行幸
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５６６号
静岡県藤枝市音羽町３丁目18番19号　ヤマニハイツＢ棟203号
破産者　神戸　幸香
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５９９号
静岡市駿河区みずほ１丁目33番地の11
破産者　西久保良明
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８９号
名古屋市南区観音町２丁目14番地の１　メゾン道徳202号、開始決定時の住所名古屋市南区加福本通３丁目70番地　ムツミビル401号
破産者　河村　里美
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０９５号
愛知県海部郡大治町大字花常字馬島浦12番地　シャンポールＹ103号、開始決定時の住所愛知県あま市西今宿郷内一９番地３
破産者　三輪　尚康
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１６０号
名古屋市西区枇杷島３丁目５番４号　コーポ早川５Ｂ号、従前の住所名古屋市天白区植田山２丁目101番地　名古屋市植田寮
破産者　大野　公司
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３０３号
名古屋市中川区柳島町４丁目39番地　ＫＴハウス301
破産者　寺下　公人
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４３９号
名古屋市東区白壁３丁目５番１号　ＣＨ白壁501号、従前の住所名古屋市熱田区須賀町712番地　アキュラパークサイド須賀町502号
破産者　リメイクＹＳＴこと　山下　良二
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４６０号
名古屋市西区歌里町383番地　マンション豊島503号、従前の住所名古屋市西区大野木３丁目117番地の13
破産者　美代　兼浩
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４６１号
名古屋市天白区植田山２丁目101番地　名古屋市植田寮、従前の住所名古屋市中村区八社２丁目133番地
破産者　村中　安夫
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５１４号
名古屋市港区小碓３丁目161番地　グランドヒルズ小碓６番館202号
破産者　新屋　友和
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５７７号
名古屋市天白区久方１丁目149番地　相生山団地17号棟104号室
破産者　和田　保夫
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６０６号
名古屋市港区春田野２丁目1603番地　エターナルⅠ　201号
破産者　古田　保幸
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３２号
愛知県西尾市一色町酒手島東前通52番地２
破産者　中川　厚志
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２４７号
愛知県碧南市緑町１丁目108番地　杉徳製瓦社宅
破産者　岩井　勝利
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２７６号
愛知県岡崎市柱１丁目２番地１　レゾンシティ南岡崎1403、住民票上の住所愛知県岡崎市大西１丁目８番地１
破産者　市川　健司
1　決定年月日　平成29年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係